

2021 年度（令和 3 年度）活動方針案

（2021 年（令和 3 年）11 月 1 日から 2022 年（令和 4 年）10 月 31 日まで）

認定特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金

1 基本方針：「ニューノーマル（新しい生活様式）」期における活動への制約に順応しつつ、 2020-2021 年に生じた活動の遅れをできる限り取り戻す

新型コロナ禍は、2020 年から 2021 年にかけて、JTEF の柱となる以下の 3 つの活動すべてに遅れをもたらしましたが、今後のニューノーマル時代においては、特に対面接触の機会を伴う活動など、過去にはなかった制約に順応していく必要があります。

その一方、特に 2021 年度においては、10 月半ば時点で新型コロナ化が終息の兆しを示していることから、2020-2021 年に生じた活動の遅れをできる限り取り戻す努力も必要です。

JTEF の柱となる 3 つの活動

- ① 野生生物が人為的な脅威によって危機にさらされている「**生息地における保護活動**」
- ② 野生生物の生息地の外であっても、一人一人が人と野生の生きものとの共存に向かって行動するための「**野生生物保護に関する教育・普及**」
- ③ 人と野生の生きものとの共存を公共政策の要とするための「**野生生物保護に関する政策提言**」

2 事業の展開

2.1 国内象牙市場閉鎖

2019 年の CoP18 で採択された決定は、日本を含む国内象牙市場未閉鎖国に対して、自国の象牙市場が密猟や違法取引の一因とならないと保証できるだけの措置がとられていることを報告するよう求めています。この報告について審議する CITES 常設委員会は 2020 年 10 月に開催が予定されていましたが、新型コロナ蔓延のために対面会議を行うことができず、この議題の審議は 2022 年 3 月の会議でようやく行われる予定となっています。日本国内では、種の保存法の定めにより、2017 年改正法の内容が 2023 年に見直されることになっています。これらの出来事は、国に対する政策提言の重要な機会となります。

一方、2020 年 1 月に設置された東京都の「象牙取引に関する有識者会議」も、同月の第 1 回会合以降、スケジュールが決められないまま 11 か月間が経過する事態となりました。その後、同年 12 月に第 2, 3 回の、2021 年 3 月に第 4 回の会合がもたれましたが、その後は 4 回目の緊急事態宣言と東京オリパラ開催のために会議が行われていません（2021 年 10 月末に第 5 回会合が開催予定）。オリンピック開催を前にした 6 月 25 日、東京都が発表した象牙の違法取引に向けた短期的対策も、消費者の普及啓発に特化したものとなり、日本政府が過去に失敗してきた普及啓発の二番煎じとなってしまっています。今後、果たして東京都がこのイニシアチブをどれほど精力的に進めるかは不透明です。

JTEF は、海外のパートナーと協力し、国の方針転換と東京都による都内の「アイボリー・フリー」政策を実現すべく、政策提言活動を強化していきます。

2.2 イリオモテヤマネコの生息地支援

日本政府が 2019 年 2 月に再度の推薦を行った西表島等の世界自然遺産登録は、2021 年 7 月 26 日、世界遺産会議によって採択されることとなりました。今後、新型コロナ禍の鎮静化とともに、海外および国内都市部からの入島観光客の増加とそれに伴う施設整備によって島の自然生態系に多大な影響を及ぼす可能性があります。ところが、行政は 2020 年に 13 年ぶりのゼロとなったイリオモテヤマネコの交通事故が 10 月 15 日時点で既に 5 件となっているにもかかわらず、ヤマネコを路上に出さないための新たな対策（人なれ・道路なれ防止のための観察方法・餌づけ等の規制）に消極的であり、入島観光客数を総量規制するための具体的方策を示せず、新型コロナウイルス対応によるペースダウンはやむを得ないものの島内 3 か所のゾーン（ヒナイ川等、西表島縦断道、古見岳）の入域制限も未だ実施段階にない状況です。JTEF は、「リベンジ・トラベル」によって人間活動が急激に活発化するのに備え、交通事故防止のための夜間パトロール、「ヤマネコのいるくらし」授業、オーバーツーリズムを防止するための仕組み作りに対する政策提言、開発等によるヤマネコの生息環境の攪乱に対する監視等の活動を最大限進めていきます。

2.3 インドのトラおよびアジアゾウの生息地支援

JTEF は、2018 年に中央インド・マハラシュトラ州のティペシュワール野生生物保護区でトラ保護プロジェクトを開始しましたが、もともとトラと住民とのトラブルが深刻な場所であり、手探りでプロジェクトの定着を試みていたところでした。そのようなときに今回の新型コロナ蔓延に伴い現場での活動が中断しました。それだけではなく、地域によるプロジェクト受入れの熱が冷めてしまった状態での活動再開には困難が生じています。その一方、中央インドのその他の保護区からは緊急支援の要請が寄せられています。今年度はティペシュワール野生生物保護区を含む中央インド全体へとスコープを広げ、緊急性の高い支援に集中していくこととします。

南インド・ケララ州でアジアゾウのコリドーを確保するプロジェクトは、新型コロナ禍によって開始が遅れたものの、徐々に動き出しています。今年度は、昨年度に続き、ターゲットとするコリドーのゾウによる利用状況とそれに悪影響を与える人間活動の調査と、その後の対策の検討を行っていきます。

なお、新型コロナ禍の中、WTI も予算カットを迫られる状況にあります。JTEF にとってかけがえのない現地パートナーである WTI が安定して存続できるよう、2 つのプロジェクト以外の WTI の活動についても緊急的に支援を行っていきます。

2.4 ベトナムの違法取引防止およびベトナム市場閉鎖に向けた政策提言（野生生物犯罪の情報収集・分析を行う“JUSTICE プロジェクト”）

昨年度は WWF ジャパン／トラフィックと協力して、ベトナムの違法取引問題を提起し、独自の詳細な報告書も公表しました。国内象牙市場閉鎖への取組みとの相乗効果を意識しつつ、「世界の中における日本」という観点から特に問題の大きいベトナム取引の問題について一定の取組みを行います。

3 教育・普及、広報について

2022 年は寅年となり、2010 年にトラ生息国首脳らがトラ個体数倍増を宣言した目標年でも

あります。そこで今年度は、特にトラ保護の教育・普及に力を入れていきます。

オンラインによる教育・普及、広報は、新型コロナ蔓延を受けたやむを得ない代替策というだけでなく、これまでよりも地理的に広く、かつ多数の人々の参加が得られる可能性を秘めているので、JTEFもバーチャル・イベントを積極的に展開します。

一方、今年度の後半には、リアルの場におけるイベント再開の光も見えてきました。万全の感染防止対策を採れる限りにおいて、再開を期します。

会報については、従来、年次報告書（法人、3基金別の4種）、年1回の3基金別通信、年1回の統合版通信（"Achievement"）を発行してきましたが、ニューノーマル期においてはボランティアの方々が多数参加しての発送作業を避け、かつその作業を省力化するため、昨年度に続き、年次報告書と基金別通信はそれぞれ一本化します。

4 活動資金の確保について

2020年度の個人寄附は、トラ、ゾウ、ヤマネコすべてについて少なからず減少した昨年度からは少し持ち直していますが、2018年度の水準までは回復していません（9月末日時点）。また、新型コロナウイルスの関係で、少なくとも2021年中は、会場型はもちろん、屋外型のイベント参加が見込めません。「野生動物サポートグッズ結」からの寄附も従来より大きく減少し、チャリティー実行委員会からの寄附はゼロとなっています。助成金に関しても、ショッピング・カードの売上を財源とするものは助成額が大きく落ち込んでいます。

そこで今年度は、従来からの寄付のお願い発信や助成金獲得鶴の努力を強化するとともに、昨年度以上に、クラウドファンディングに力を入れていきます。

5 事務局体制

本部については、次の体制を維持します。

理事長（主な担当業務：生息地支援、教育・普及、広報、財務）

事務局長（主な担当業務：生息地支援、政策提言、広報、財務）

総務担当（総務、経理、会員管理、理事長／事務局長担当の事業事務を補佐）

事業・広報担当（教育・普及を中心とした事業、広報、理事長／事務局長担当の事業事務を補佐）

事務局長一人の体制であった西表島支部については、沖縄県のNPOとして独立することを目指します。その際、これまで行ってきた夜間パトロールやヤマネコのいるくらし授業等のルーティンとなっている活動を継続しつつ、そのすそ野を広げ、内容もより充実させるためには、業務量の増大は避けられません。そこで、財政的な手当てができ次第、事務局体制の強化をはかるべく、パートタイム・スタッフの確保を目指します。

以上

別紙

【野生生物保護実現に向けた理念】

人間の存在を前提にする以上、人間が自らのふるまいを制御することで、抑制されている野生生物の自然な進化を解き放つことが、「野生生物保護」を実現する唯一の道である。つまり、「野生生物保護」は、人間がそのふるまいを自己調節する結果として、野生生物が人間と「共」に地球上に「存」在するという形で実現する。

したがって、状態としての「野生生物保護」は、「人と野生生物との共存」という標語で表現することもできる。だが、単純に「野生生物保護」を「人と野生生物との共存」と言い換えてしまうと、プロセスとしての「野生生物保護」（人為的脅威の除去）の意義が忘れられがちになる。「野生生物保護」の実現にとって重要なのは、人間が積極的に人為的脅威の除去を行うというプロセスであって、共存は（人間の存在を前提とするが故の）結果に過ぎない。

今日では、「人と野生生物との共存（共生）」が、多くの自然保護をめざす非営利組織ばかりでなく企業や政府にとっての目標ともなっている。しかし、そこに込められた理念には、それぞれの間になからぬ違いがある。これは、プロセスとしての「野生生物保護」（人為的脅威の除去）の重視の程度に差があることによる。（一般論としてはともかく）具体的な事例において、行政、企業、大規模な非営利組織が、人間社会がその時々都合により妥協できる範囲の「容赦」を恩恵的に野生生物に与えればよいと言わんばかりの行動をとることがしばしばみられる。これは、自らのふるまいを調節することへの消極的な志向を示している。その根本には、野生生物を人間が利用すべき資源、またはその時代、時代の人間社会にとって好ましい環境の一要素となりうる物、としかとらえない見方がある。

これに対し、JTEFは野生の生きものの立場に立って物事を考えることで「野生の世界をそっと大切に」というように、相手方（野生の生きもの）を尊重する意識をもった上で、人間のふるまいを積極的に調整することを「野生生物保護」実現の理念とする。それは、プロセスとしての「野生生物保護」を融通無碍にせず、厳格に考える立場ともいえる。